

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年9月12日 午前10時00分 招集
2. 令和元年9月17日 午前10時00分 開議
3. 令和元年9月17日 午前11時56分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
会計課長	大塚浩二	代表監査委員	佐伯和弘
監査委員事務局長	種子野謙二	税務課長	市原修二
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇市コミュニティセンター所長	橋本堅規	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
農業委員会事務局長	渡邊一倫	内牧支所長	加来隆浩

波野支所長 加藤 勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山 英二 議会事務局次長 山本 繁樹
書 記 山本 悠未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 10 号 平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 11 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 12 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 認定第 13 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 14 報告第 12 号 平成 30 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のうち、人権啓発課長が病気休暇のため出席できないことから、コミュニティーセンター所長が出席していることを申し添えておきます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 13、認定第 13 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題にしたいと思っております。なお、質疑については、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。従って、日程第 1、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 13、認定第 13 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括しまして議題とし、質疑につきましては一般会計・特別会計・企業会計に分けて行うことに決定いたしました。

日程第 1 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 11 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 12 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 13 認定第 13 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（湯浅正司君） それでは、平成 30 年度の阿蘇市一般会計・特別会計及び水道事業会計の決算について、これより会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） おはようございます。

ただ今、一括して議題としていただきました認定第 1 号から認定第 12 号まで、決算を調整いたしましたのでご説明いたします。

認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 30 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書につきましては、別冊 11 となっております。認定第 12 号、平成 30 年度阿蘇市水道事業会計決算書につきましては、別冊 12 となっております。

お手元に「平成 30 年度歳入歳出決算書実質収支に関する調書より抜粋」と表記しました A4 サイズの横書きの一覧表を配付させていただいております。こちらの表でご説明させていただきます。

それでは、まず認定第 1 号、阿蘇市一般会計でございます。歳入総額 232 億 9,723 万 5,272 円、歳出総額 215 億 8,285 万 5,946 円、歳入歳出差引額は 17 億 1,437 万 9,326 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては、繰越明許費繰越額 3 億 1,195 万 5,764 円、事故繰越繰越額 1,817 万 6,581 円、実質収支額は 13 億 8,424 万 6,981 円となっております。

続きまして、認定第 2 号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計から、認定第 11 号、阿蘇市土地改良事業特別会計までの各特別会計につきましては、ご覧いただいております一覧表のとおりとなっております。

次に、認定第 12 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

収益的収支につきましては、収益的収入 4 億 8,143 万 6,811 円、収益的支出 4 億 3,731 万 5,962 円、当年度純利益 4,412 万 849 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 3,161 万 5,200 円、資本的支出 2 億 1,405 万 8,040 円、差引額は△1 億 8,244 万 2,840 円となっております。収入額が支出額に不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金減債積立金にて補填をいたしております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（湯浅正司君） ただ今の平成 30 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の平成 30 年度決算について、阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 13 号、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定についてご報告をさせていただきます。

別冊 13 の決算書をご覧ください。

まず、収益的収支につきましては、決算書の 6 ページ、7 ページの損益計算書でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、数字の記載が 3 列あると思いますが、真ん中の列の数字になります。平成 30 年度の病院事業収益は、1 の医業収益 17 億 3,029 万 1,000 円と 3 の医業外収益 4 億 4,743 万 3,000 円と 5 の特別利益 1,699 万 2,000 円の合計で、この合計額につきましては表の中に数字がなくて大変申し訳ありませんが、合計で 21 億 9,471 万 7,000 円となっております。病院事業費用につきましては、2 の医業費用 23 億 9,082 万 1,000 円と 4 の医業外費用 1 億 1,589 万 6,000 円と 6 の特別損失 479 万 3,000 円の合計で、こちらに記載がございませんが合計で 25 億 1,151 万円という結果になりました。年間損益は、一番右側の数字の欄の下から 3 行目の数字になりますが、収入から費用を差し引きました△3 億 1,679 万 4,000 円が当年度純損失になりまして、これに前年度繰越欠損金 18 億 145 万 9,000 円を加えました 21 億 1,825 万 3,000 円が当年度未処理欠損金となっております。

続きまして、資本的収支につきましては、決算書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。それぞれ表の一番上段にあります列の決算額の欄の数字になりますが、資本的収入が税込みで 1 億 4,206 万 2,000 円、資本的支出が税込みで 2 億 3,323 万 7,000 円となっております。差引額の処理につきましては、表の下のほうに※印で記載しておりますが、収入が支出に対して不足する額 9,117 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上の経営状況の詳細につきましては、13 ページから 15 ページに文章として記載をさせていただきます。

収益的収支につきましては、当年度純損失が 3 億 1,679 万 4,000 円を計上する厳しい結果となりました。その原因といたしましては医業損失が増えたことにありますが、収益面では、入院収益の減を外来収益で補うことができまして、微増ですが増収ができたところですが、費用面で給与費、材料費、委託料などが膨らみ費用合計が 23 億 9,000 万円と前年を 1 億 2,700 万円上回り、医業損失の増加が経常損失の増加に繋がる結果となりました。先日の全員協議会の中でもご説明をさせていただきましたが、この医業費用増加の理由の背景なんです。まず給与費につきましては熊本市市民病院看護師受け入れにつきまして、地震後の平成 28 年 8 月から依頼があり、当院としては産休育休者の増加があったものですから、看護師不足であった当院と業務縮小のため新病院開院まで受け入れ先を探していた熊本市市民病院の

思惑が一致し、人件費の一部負担でマンパワーの確保ができ、実質平成 28 年度、平成 29 年度は当院としても経営的にも助かっていたところなのですが、平成 30 年度は熊本市市民病院の経営的な窮状によりまして、月次給与の全額と賞与の負担を求める申し入れがあり、当院といたしましても重々諸事情を考慮したところですが、継続せざるを得なかったという状況でございました。また非常勤医師の賃金につきましては、医師の働き方改革を含め、少ない常勤医師の負担軽減を図るため、外来診療支援、当直支援をお願いしたことと、患者ニーズのある専門外来をお願いしたことによります。材料費につきましては、薬品費は癌の化学療法を受ける患者様の増加によるもので、医療材料は歯科口腔外科用の材料費の増になっております。その他では、委託料の増加によるものです。先日もお話をさせていただきましたが、病院事業につきまして市の執行部並びに市議会議員各位のご理解とご支援をいただく中で、公立病院として市民の命と健康を守る役割を果たすため、医師を中心に職員一同一生懸命働いてきたところですが、経営に関しましてはご期待に沿った成果を出すことができず、非常に心苦しく努力が足りなかったと反省し、改めて収入の増加、経費の削減に現在取り組んでいるところです。

以上、簡単でございますが、平成 30 年度の決算報告とさせていただきます。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、平成 30 年度の阿蘇市一般会計・特別会計及び企業会計の決算並びに基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

佐伯和弘代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 皆様、おはようございます。

まず、監査報告をする前に、このたびの阿蘇市議会議員選挙におきましてご当選をされました皆様方に心からのお祝いを申し上げます。なお、新しく 4 名の議員さんが誕生いたしました。4 名の議員様には阿蘇市繁栄並びに阿蘇市民の福利厚生向上のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。ところで、佐藤和宏議員さん、和宏という名前は一応ブランド品でございますので、大事にいたしましょう。

それでは、監査報告を申し上げます。さて、平成 17 年 2 月に阿蘇市が誕生しまして以来佐藤市政が続いておりますが、初年度から今日に至る 14 年間、阿蘇市の財務内容も時の流れとともに大きな変換期を迎えております。つまり、阿蘇市に限らず全国規模で影響を及ぼしておりますのは少子高齢化の波、そして自然災害の猛威であります。それでは、どのようなものが財務上の変化を及ぼしているのかを申し上げたいと思います。

まずは標準財政規模であります。この通常安定して財源を確保するための一般財源は、初年度は 85 億 6,500 万円でありました。平成 20 年度は 99 億 4,500 万円と、やがて 100 億円に近いほどの歳入があったわけでございますが、平成 30 年度は 93 億 5,500 万円となっております。つまり、阿蘇市の身の丈財政規模は 90 億円から 100 億円でありまして、今後もその範囲での数値が安定財源として制していくのではないかと思案をしております。

次に、年々消化不良となっております実質収支比率であります。実質収支比率と言いますのは、いかにして税金を有効に阿蘇市の住民のために利用していただいたかという大事な

比率であります、平成 30 年度は 14.8%でありました。通常 3%から 5%が望ましいと言われる数値であります、平成 28 年度 13.1%、平成 29 年度 12.7%、3 年連続して 10%台の結果となりました。この実質収支比率は歳入である税金をいかに有効に、市民の福利厚生向上のために費やしたかが問われる数値でありますので、予算は必要であるからこそ議会で決議をされ実行されるわけでございますが、昨今の世情は東日本大震災後、どんなに手腕が発揮できる首長でさえも大きな壁、すなわち天災を起源とする超物価の高騰とともに公共工事を委託したくても人員不足や、特に資材不足等に翻弄される業者側の葛藤で不落が相次いだことに要因があります。明許繰越や事故繰越等が平成 30 年度合計 35 億円に達したことが、如実に示されていると言っても過言ではありません。次年度以降もこの傾向は続くのではないかと現時点では危惧をしているところでございます。

少子高齢化の影響は、財政構造の弾力性にも重くのしかかっております。弾力性とは経常収支比率で表されますが、阿蘇市は平成 17 年度、阿蘇市が誕生した年でありましたが、94%から平成 30 年度の 93%、高い比率で推移をしております。75%以下が一般的に望ましい数値であります、85%を超えますと財政の弾力性が全くなくなり、100%を超えますと危機的状態となります。少子高齢化の中でも特に財政の負担がかかります事務的経費、すなわち社会保障関係の支出が増加することでございます。いわゆる扶助費は日本国憲法が保障します基本的人権、とりわけ第 25 条の生活権であります、すべての国民は均等で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する規定を尊重しなければなりません。従いまして、高齢化が進めば進むほど扶助費の増加は必至であり、この傾向は全国規模で拡大をしております。願わくば経常収支比率が 100%超えないように、これからの行政手腕が問われることとなります。

分母であります、経常一般財源の確保を徹底的に精査し、安定した財源を得ることが急務であります、国からの交付税も思いがけない天災の連鎖反応で、全国的な被害を被れば、一般財源の額とは計り知れない未知の分野と化す可能性も否定できません。阿蘇市だけの問題ではなく、全国規模で今後の情勢を見極めることが寛容であると思っております。

財政力指数、公債費負担比率、実質公債費比率の動きは、例年にあまり変化はありません。しかしながら度重なる自然災害を経験した中で、借入金であります起債が発生しまして、公債費負担比率が平成 20 年度から 10%以上の数値で推移しておりますが、起債は後日国の交付金で担保されますので、実質公債費比率は平成 30 年度も平成 27 年、平成 28 年に引き続き 7.5%となりました。特に重みがありますのは、公債費負担比率であります、平成 17 年度は警戒ライン 15%以上に近い 14.3%でしたので、以後の年度は相当心配したわけでございますが、10%未滿で開始したわけであります。やはり自然災害の影響により平成 26 年度以降の 10%以上の数値は気にかかるところでもあります。ちなみに平成 30 年度は 12.2%で、平成 26 年度から同水準で推移をしているところであります。この公債費負担と関連しまして、特に注目されますのが阿蘇市の借入金であります。過去の実績で一番低い総額は平成 21 年度の 165 億 1,900 万円でありましたが、平成 24 年度 201 億 9,300 万円の大き

乗りまして、その後年々総額が増加しまして、平成 30 年度は 257 億 7,800 万円となりました。市民総人口が平成 31 年 3 月では 2 万 6,199 人でありましたので、1 人当たり 98 万 4,000 円となります。財政面で申しますと 3 割自治体の宿命が本当に厳しいものであります。自主財源に乏しく依存財源に頼らざるを得ない構造は、それ相応の知恵と見識の中で対応していかなければ、阿蘇市市民への福利厚生を提供も不完全となりかねません。

各種比率を分析し感じましたのは、時の流れの中で厳しい局面にさらされた歴史の苦しみと、阿蘇市が誕生しましてから今日に至るまでの行政立法に携わる首長、職員、そして議員の皆様方が共に築かれた重みのある時間の形成であると思うことであります。

次に特別会計のほうに移らせていただきます。

阿蘇山観光事業におきましては、ようやく山上の観光が可能になりまして、平成 29 年度までほとんど収入がない状態から、平成 30 年度は 8,144 万 5,000 円の収入を得ました。後ほど、申し上げます特別会計への繰入金が平成 29 年度まで連続いたしましたけれども、平成 30 年度は収入のおかげで繰入金はなしであります。阿蘇市は観光と農業の二本柱を主体とする経済圏でありますので、収入がなくても各施設への投資は疎かにできません。結果としまして平成 30 年度は歳入と歳出の差が 896 万 5,000 円の黒字となりました。今後の歳入増加を期待するところでございます。

さて、下水道事業におきましても、平成 30 年度は歳入と歳出の差が 8,852 万 8,000 円の黒字となっております。最も一般会計からの繰入金で 2 億 7,934 万 9,000 円ありますので、これは起債返済の原資であると理解すべきものであります。

さて、先ほど申し上げました特別会計への一般会計からの繰入金であります。今後全国規模で脅威となりうる分野であります。超少子高齢化の中で、とりわけ高齢化がもたらす自治体への影響は計り知れません。平成 30 年度特別会計であります介護保険への繰入金は 5 億 1,096 万 4,000 円、国保 3 億 9,551 万 4,000 円、後期高齢 1 億 6,263 万 3,000 円と、3 部門合計で総額 10 億 6,900 万円となりました。各部門の基金は国保 42 万 1,000 円、介護保険 1 億 6,936 万 9,000 円でありますので、国保への運営が繰入金に頼らざるを得ないこととなります。

ところで、なぜ繰入金の増加は自治体によって厳しいものでありましようか。現在各自治体の財政状況は悪化の道を進んでおります。歳入が頭打ちの中で、固定費が増加し歳入と歳出の収支がうまく噛み合わないこと。これはまさしく地方交付税への依存に頼らざるを得ない構図へと繋がっていくわけでございます。さらには人口減少による歳入への減少とともに、国からの基準財政需要額の算定で人口が測定単位とされることが財政構造の多いことから、歳入規模も必然的に縮小していく運命にあるからであります。歳入の減少とともに、高齢化に伴う社会保障の経費が増加する時代に突入しておりますので、特別会計への繰入金は一般会計財政へ多大な圧迫感を与えることが必至でありまして、一歩間違えば夕張市が経験されました破綻への道程と同様の結果になりかねない、まさしく厳しい分野であることを理解しなければなりません。

それでは企業会計に移らせてもらいます。

水道事業におきましては、平成 30 年度歳入と歳出の差は 4,800 万円の黒字であります。一方で簡易水道事業は 562 万 9,000 円の赤字でありますので、今後の動向を注視したいと存じます。水道事業は市民の大切なインフラを守る部署でありますので、資本的支出の額が大きくても平成 30 年度は新たに企業債を起こさないで運営できましたことは、評価しなければなりません。企業債償還は平成 30 年度 1 億 5,470 万 6,000 円でしたので、18 億 5,632 万 6,000 円が平成 30 年度末の残高であります。この負債は負債比率で表されますが、平成 30 年度負債比率、これはお手元の決算審査資料 41 ページに出ておりますが、平成 30 年度負債比率は 53.3%で昨年度より 7%ポイントが下がりました。理想値が 100%以下でありますので、53.3%と約半額は健全であるというふうに理解してもよいかと存じます。

さて、最後になりますけれども阿蘇医療センターでございますが、去年は議事録を大変賑わせた、未だ私にとりまして冷や汗ものであります。多くの方々が阿蘇医療センターに対する心配やご叱責が、新しく開業した当初から風潮として巷に聞こえてきましたことは、私も存じ上げております。背景にそれほど阿蘇医療センターにかける期待が大きかった証左であると認識しますれば、現在の有り様がなぜに好転しないのかと自問自答に苦しむばかりであります。私自身は公営企業であるからこそ、市民の命を心底守っていただく施設であれば、それこそ市民の福利厚生に貢献することから、あえて赤字もやむを得ないと理解もし、好意的に対応してきたつもりであります。たった一つの願いであります一般会計からの経費負担だけは減らしてもらいたいというのが願いでありました。この願望も虚しく平成 30 年度は 3 億 1,679 万 3,000 円の損失となり、累積損失金は 21 億 1,825 万 3,000 円に上っております。その収益の中には、他会計負担金 3 億 402 万 4,000 円が含まれておりますことは申しまでもありません。一般の企業が経営不振になれば、積極的な経費節減を図ります。同時に無駄な設備投資を避けて捲土重来を待つのが一般的であります。つまりタコ足原理で自らの権利を一時放棄して、業績回復を待つことがこの企業倫理であります。設備を投資して業績回復を図ることは積極的な企業倫理とは申せ、危険を伴う賭けの意思であることを無視してはいけません。平成 30 年度歯科口腔外科開設による 6,237 万円の設備投資がありました。市内には多くの歯科医がおられるなかでの、この新設はそれ相応の要請があったとしても、まずは長年の願いであります外科医の招聘することが最優先すべきであります。経営全般に渡って、院長先生自らの発想で経営がなされているのが、その真意を知りたいと思いますし、常勤の先生方、そして最先端の機器機材を駆使しての医療行為が不完全であるとするならば、もっと他に手立てをする経営理念を構築することが先決であります。

平成 30 年度の決算審査は、監査委員としまして辛いことでもあります。しかしながら時代も令和へと元号が変わりまして、来年は JR 豊肥本線、国道 57 号、二重峠トンネルの全線開通ができますので、復興半ばの現況から令和 2 年度は願ってもない明るい情報が、復興最後の仕上げとして開花し、市政 15 年の集大成と導かれますことをご祈念申し上げながら、平成 30 年度決算審査報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐伯代表監査委員におかれましては、お疲れ様でございました。

これより、平成 30 年度阿蘇市一般会計・特別会計及び企業会計の決算並びに審査意見について質疑を行います。この議題についての質疑は、一般会計の質疑、特別会計の質疑、企業会計の質疑に分けて行うことにいたします。

なお、本件はご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従いまして、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは最初に、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。一般会計の決算についての内容で、主要な政策の成果の 13 ページの高齢者の生きがいくりの部分について少し質問いたします。

昨今、高齢者の方々への対応というのが非常に充実していると思いますが、ここでは老人クラブ助成とか、敬老会助成が書いてありますけれども、いろんな事業が行われております。特に社会福祉協議会を通しての事業もあって、区や各老人会は非常に負担が多くなっております。その中で、新たな事業を行う時に以前の事業は潰したりとか、スクラップアンドビルドですね、それをやっておられるのか。その結果会議とかもいろいろと増えていると聞きますけれども、そういった声は上がっていないか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 新たな事業という部分でお話あったんですけども、市の事業として、新たに今展開しているというのはそこまでない状態です。会議あたりがやはり増えているのは、社会福祉協議会、こちらのほうで独自に、より向上させるためにということで会議等行われている、それで増えているというのはあると思いますけれども、独自の事業の展開によってというのはない状態です。やはり出席のほうが、いろんな福祉課所管の事業だけじゃなくて、いろんな部分で区長さんなり、代表者なりに出てきてもらっていることはありますが、今のところ直接うちのほうにこれで増えるからっていう部分では、尋ねてきておられる方はいらっしゃらないです。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 決算ですのであれですけども、今の質問は福祉課に限らず、やはり総務、各区、社会福祉協議会、あるいは教育関係の放課後関係のことですね、いろいろと増えてるみたいです。そういったところは全体的に配慮してあげて、各区の役員さんがオーバーワークにならないように配慮してあげていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今言われたことは、事業を進める上で横とも連携を取りながら集約できるものは集約とか、そういう形で対応していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 先ほどの監査委員さんの報告も含めて、総合的にお尋ねしますが、

今、谷崎議員からも話がありましたように、新規事業ですね、これ各部署に広がっておりますけれども、新規事業と既存の事業の調整、新しく事業を立ち上げる時に既存の事業の整理をされているのかと。これはなかなか難しい問題で、一回補助金を取られますと住民の反発が非常に強いものがございます。しかしこれ行政なり我々議会の責務として、やはり新しい事業を立ち上げる場合は、少しずつは既存の事業を整理調整していかないと財源的に持てなくなると、私は思っております。そういった努力をされておるのか。例えば牧野関係とか、観光関係とか昔からの補助金をそのまま引きずって、そして最近の事業に合わせた予算執行もされております。それは当然、予算的に苦しくなるのは当たり前と思えますけれども、その勇氣ある対応をなされているのか、総務関係、財政関係の方にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

新規事業、既存事業の整理ということのご質問でございますけれども、まず阿蘇市のほうでどういった手法で新規事業の展開を行っているかと申しますと、基本的にその新規事業の提案というのは各課のほうから上がってまいります。ですので、各当初予算であったり、補正予算であったり、予算を編成する前の段階で新規事業の事前評価というのをを行います。この事前評価には、市長、副市長を始め、各部長で構成される審査会のメンバーでその評価を行いまして、事業化する、予算化するという判断を行っているところでございます。最終的に市長査定を経て、そのときには財政課も同席しますけれども、最終的に予算を計上するかどうかについては、その最後の段階で判断するところでございます。既存の事業の整理につきましては、今申しました当初予算編成時、各課の係長のヒアリングを行いますけれども、その中で財政課のほうから指摘を行います。また、別途総務課のほうで今行政財政改革というのを進めておりまして、この改革の中で現行の補助の見直しというのは行っておりますので、今申しました補助金も無駄ではないかということの整理については、今後努力していくところでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 財政課長のご答弁ございましたけれども、私たちも勉強不足な点があるかと思いますが、私たちの知る範囲では、まだまだ、新規事業に関しては、今おっしゃったように、それぞれの時代の要望に沿ってされていると思えますけれども、既存の事業の調整が、非常に遅れているんじゃないかと。それには関係団体あるいは住民の方々への説明を丁寧にしなごう、役目を終えた事業、あるいは予算を削減しなければいけない事業は当然やるべきではなかろうかと。執行部としても苦しい選択と思えますけど、その辺の説明責任を果たしながら、ぜひ実行していただきたいと。今回の一般質問でもお尋ねしたいと思えますけれども、やはりみんなが納得して 100%いい行政はなかなか難しいわけですから、そのところは丁寧な説明を繰り返しながらぜひ実行していただきたいと。私たちが知る範囲では、既存の事業、既存の補助金に対する調整がまだ遅れているのではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 貴重なご意見をありがとうございます。確かに新規事業については、熱心に審査を行いまして事業化するという判断を行いますけれども、既存の事業については事業の成果という評価をなかなかしづらいところもあって、確かに立ち後れているところがあると思います。ですので、今申し出のあった意見については、行財政改革の中でも一生懸命発言をいたしまして前向きに検討していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

主要な政策の 6 ページですね。毎回バスの補助金と乗り合いタクシーの予算の使われ方ですね。年々バスの補助金は増えておるように感じますが、それなのにバスに乗ってる人はほとんどおらんような、私が見たときだけかもしれないですけど、おらんような状態でもうちょっと乗り合いタクシーのほうに予算を使うべきじゃないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

確かにバスの乗車率は低いところでございます。ですが、全体的な交通体系を考えたときに、どうしてもバスについては今後も継続していかなければならないものでございます。乗り合いタクシーについては、残念ながらここ数年、頭打ちになっております。バスも含めて、いかにこの乗車率を上げるかというのが私たちの使命だと思っておりますので、昨年、例えば高校生以下の子どもについては、夏休み期間中 100 円でバスに乗れるという期間を設けました。このことによってバスの乗車率はかなり上がって、その利用客も増えているところでございますので、そういった乗れる施策というのを見つけながら、現行の体系を維持していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、そこら辺の知恵の使いどころじゃないかなと思っておりますが、特に高齢者の免許返納とか、そういうのが今問題になっておりますので、いずれにしても公共交通機関としてもっと利用しやすいような形を考えていかなければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ありがとうございます。

高齢者についても高校生のプランみたいなことを考えて、いかに乗ってもらうかということをやってみたいと思います。

○議長（湯浅正司君） ほかに質疑はありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 歳入決算書からお尋ねをいたします。

まず、農政部、167 ページですね。それと 169 ページ。弁護士関係の謝金とか委託料等がなっておりますけれども、これはどんな事件名かをまずはお尋ねします。

それと同じく商工関係で、弁護士の謝金 6 万 4,000 円とか、委託料、成功報酬 43 万円と

かいろいろあっておりますけれども、この内訳はどうかをお聞きします。

それと商工会、こちらの主要な政策ですけれども、31 ページ、次世代農業人材投資ですね、この6,717万円とか、一般財源で479万円ありますけれども、これをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず別冊11の決算書の167ページから169ページに亘りますけれども、訴訟に関する決算額ということがございますけれども、まず167ページ、畜産振興費の節の報償費でございますが、弁護士謝金ということで10万8,000円。こちらのほうが、年度内に4回、顧問弁護士と書面準備にかかります協議を行っております。その報償費、日当でございます。それからその下段、旅費でございますが、費用弁償といたしまして顧問弁護士のほうが調査のための旅費といたしまして2万8,800円を決算額といたしておるところでございます。それから169ページでございますが、13委託料、備考の下段でございますが、弁護士委託料ということで280万円でございますが、こちらのほうは訴訟にかかります着手金ということで、これについては請求額に沿いまして、原告からの請求額に沿った形で3段階の計算方法が用いられておりまして、その合計額ということで280万円を決算額といたしておるところでございます。

それから、主要な政策の成果の31ページでございますけれども、2段目でございます。農業次世代投資資金ということで総額7,196万円でございますが、県支出金につきまして、本来の次世代投資資金ということで、この費用になっております。一般財源の479万円についてが市単独事業ということでやっておりますけれども、150万円を上限といたしまして2分の1以内の単独分の総額となっております。ちなみに、件数といたしまして4件でございます。新規就農に対します初期投資費用の軽減策ということで、農機具、農業施設等の導入に対します一部助成ということで行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） また弁護費用のところを尋ねますけれども、平成30年度が4回と言われましたけれども、現在のところ何回準備書面等は提出しておりますか。なかなか正式な、もう裁判でございますけれども、傍聴のできる裁判にはなっておりませんので、いつごろできるのかを確認いたします。要は、今の時点で何回事務書面が提出されているのか。

それと次世代農業のところ、人員は何名、青年農業給付金等は受けているかとお尋ねいたします。

それといつも言いますけれども、189ページ、阿蘇市の「草・観・然」ですけれども、ここで2,870万円ぐらいの補助金が提出されておりますけれども、この補助金の先もどこかに書いてあると思っておりますけれども、どこに補助金をやっているのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、訴訟費用の分でございますが、先ほどご説明いたしました平成30年度の4回につ

きましては、顧問弁護士との協議・調整の分の日当でございます。議員おっしゃっております、ご質問内容につきまして、現在裁判所における書面準備、弁論準備の回数と思えますが、現在までに7回、書面準備ということで原告と調整を行っている回数になります。

それから主要な政策の成果の先ほど申しました、農業次世代投資資金の人数でございますが、この32ページになりますけれども一番上段でございます。44経営体、うち10組のご夫婦でございます、トータルで44経営体でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 決算書189ページの真中付近にあります、阿蘇市「草・観・然」活性化事業補助金2,870万円の補助金の行き先ということでございます。まず旅館組合1,250万円、乙姫ペンション村に30万円、グリーンストックへの補助で486万円、阿蘇神社ガイド委託に54万円、残る1,066万円が然の事業になります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

財政課長に伺いますが、先ほど五嶋議員の質疑の中で、乗り合いタクシーが伸び悩みというか、頭打ちであるというような答弁をされましたが、その原因・要因、そしてその対策にはどういったことを考えているのか、お尋ねをします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

今、乗り合いタクシーの毎月報告書が上がってくるんですけども、ほぼ乗客が固定化されております。ですので、新規に乗られる方が少ないのではないかと考えております。ですんで、広報誌を使つての周知をやっておるんですけども、そういった乗客の掘り起こしをするべきではないかと思つたので、PRについては力を入れていきたいと思つた。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

市原正君。

○11番（市原 正君） 今に関連ですけども、もう1点、そのPRをやるということですが、実際的にどういったことを考えているのか、どういったPRをするのか、その辺まで突っ込んで質問をしたいと思つた。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 先ほど申しました広報誌の掲載はもちろんですけども、お知らせ端末もありますし、市政報告会の中で改めて住民の方へわかりやすく説明したいと思つた。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時5分から再開をしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

続きまして、認定第2号「平成30年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成30年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの特別会計について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

監査の意見書の53ページにありますように、各特別会計に対する繰入金を注視すべきであると一文あります。それで、別冊11の決算書の332ページ、1つ国民健康保険を例にとってお尋ねしますが、まず上から2番目の2の保険基盤安定繰入金と、5の財政安定化支援事業繰入金の違いはなにか、これをお尋ねします。

2問目に6のその他一般会計繰入金7,100万円。これを国民健康保険の運営の不足分として考えればいいのか。

その2点をお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） まず第1点のご質問からお答えいたします。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険料の軽減分ということで、均等割につきまして7割軽減、5割軽減、2割軽減とさせていただいております。所得の低い方々に対してですね。その分について一般会計から補填するという形になっております。それと財政安定化支援事業繰入金、こちらにつきましては国保財政の健全化、平準化にするために一般会計から繰り入れるものということで、被保険者の方々の年齢構成が高齢者に偏っている場合、年齢構成による1人当たりの医療費差額に高齢被保険者数、60歳から74歳の方々の人数を乗じたうえで、高齢被保険者の割合による補正を行った額の一定割合を繰り入れるということがございます。例えば軽減世帯割合が高かったり、病床数が多かったり、高齢者割合が高かったりした場合、こちらで繰り入れすることができるということになっております。平成30年度に7,000万円ほど繰り入れしておる分につきましては、これは法定外ということで、こういった、今申し上げた保険基盤とか財政安定化事業繰入金につきましては法律で定められたものでございまして、この法定外、これ以外についてはやはり保険の考え方から合致しないということで、これについては控えてくださいということで、国のほうからも通達がっておりますが、今回ご承知のとおり国保会計の場合は基金が42万円ほどしかございません。さらに平成30年度に県営化になりました。当年度収支としましては

7,000万円ほど毎年赤字が出ておりましたので、今回7,000万円については法定外を繰り入れていただいて、収支のバランスを取ったというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 3億9,500万円、一般会計からの繰出金がありますが、そのうちの1から5までが法定、要は規則で定められて一般会計から出さんといかんお金で、6番だけが法定外ということですね。1番から5番については何らかの交付税措置とか、そういったのはあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 財政安定化支援につきましては、交付税措置がございます。出産育児一時金繰入金、出産育児一時金につきましては、1人当たり42万円ということなのですが、その3分の2につきまして阿蘇市が負担するということで、こちらにつきましても交付税措置がございます。出産育児一時金と財政安定化支援事業繰入金、こちらにつきまして交付税措置がされているというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に質疑がないようですので、認定第2号から認定第11号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第12号「平成30年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び認定第13号「平成30年度阿蘇市病院事業会計決算の認定についての企業会計について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原正君） 11番、市原です。

代表監査委員にお尋ねをしたいんですが、この企業会計の病院事業会計の件について、以前から代表監査委員は、やはり先ほど意見書の中で言われたとおり、やはり市民の医療という観点から温かい目で見守ってほしいという話をしてこられました。ところが、今回の報告書の中に一般会計からの繰り入れが3億円をいっていると、そういったことについて厳しい指摘をされました。そういうふうに変わってきた要因、それはやはり累積赤字がここまで膨らんでいるということが1番の大きな理由であるか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） お答えいたします。

この阿蘇医療センターのことにしましては、私も非常に心を痛めておりますし、元々心臓が悪うございますので、それこそ阿蘇医療センターのほうに入院ばしなきゃいかんのかなとは思っておりますけれども。さて、本当に厳しい状況が続いております。開設当時はいろんな方々からいろんな話を巷でお聞きしました。それはそれほど期待感があったからこそ、そういう不満も出てきたと思うんですけど、私も何回かは監査も行きましたし、患者としてもちょいちょい行っております。両方使っております。その中で感じましたことは、やはりどうしても民間のお医者さんとは違って、やはりどうしても公的な機関でありますので、今

ひとつ責任感がないのかなと思っております。だから今日の話の中で、院長先生単独で経営確認はされているのかと言ったわけなんです、根本的にはやはり阿蘇医療センターの開設当時は熊本大学附属病院から先生が来られました。この方は一応任期が切れましたからおられないかと思いましたが、とんでもない、今、院長先生の相談役になっております。ということは、やはり一部始終が熊本大学附属病院の意向がすべてではないかと思っているんです。今回の歯科の問題も含めまして、院長先生がどれだけ単独で、本当の意味で阿蘇医療センターを立ち上げていこうという意識が強いのか、そこが私ちょっと最近は不思議に思っております。そういう意味合いから厳しい話をしておるんですが、問題はやはり私たち阿蘇市民の健康を守っていただく、大事な大事な公営機関でございますので、私は赤字でも仕方ないと思います。ということは、何で公会計企業法の中で、第 17 条ですけども、経営負担をしなさいと、そういう文言が出てきたかと言いますと、やはり単独だけでは絶対に利益は上がりません。それだけ優秀な先生方を招集しなければいけませんし、それ相応の機械も導入しなければいけません。これはまずもって設備投資ですね。その設備投資が単年度で返ってくることは絶対にありません。長い目で見えていかなきゃいけないですから、そういう意味合いで好意的という表現が出たわけなんです、もう開設して何年になりますかね。累積赤字が増えまして、後ほど多分、谷崎議員さんのほうからも質問があると思うんですが、財務にはあの方は非常に詳しくございますので、ちょっと怖く思っておりますが、堂々とお答えしなくてもね。そういう意味合いでやはりどうしても阿蘇医療センターの管理責任者だけでは、表に出せないがジレンマがあるんじゃないかと私は感じております。これから先のことは、やはり私たちの大事な大事な阿蘇市の医療センターでございますので、絶対育てていかなければいけないと思っております。その中で、議員さん方がいろいろ厳しい意見も言われますけれども、それも一つの材料としてどうしたならばどうなるかというのを、まずもって事務局長さんじゃなくて院長先生のほうに理解してもらいたいです。今回は、定期監査は残念ながら私、体調を崩しまして入院しましたので、たまたま行けなかったですから、肝心なこと、何で歯科をつくったんだと、それを聞いたかったんですができなかったものですから、いずれにしても設備投資があまりにも大きゅうございましたんで、それをなかなか費用対効果の面からも回収するのはまだまだ厳しい段階かなと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 代表監査ありがとうございました。先ほど代表監査の答弁の中に、公的病院だから赤字は少しは仕方ないというような話もありますが、県下の公的病院の中にも同じように熊大から行かれた先生が、院長になって赤字がない病院をつくっているという例もあるそうですので、そのあたりもまた代表監査、監査に行かれた際には確認をお願いしておきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

赤字が増えていまして、累積欠損金も増えてます。そんな中で、一体どういう原因があっ

て今後どうなるのかというのを、ちょっと考えたいと思いますので、詳しく質問させていただきます。

まず、1 番目ですね。損益計算書からまず質問させていただきますけど、損益計算書においては、まず 6 ページ、7 ページですね、3 億 2,000 万円の赤字となっております。その中で、医業収益が、医業損失と書いてありますけど、医業収益が 6 億 6,000 万円の赤字となっております。先日の一般質問のときに、救急医療などの不採算性部門の赤字は 4 億 2,000 万円前後というふうに聞きましたけれども、差し引きの 2 億数千万円は採算性部門の赤字と見ていいのか、それをまずお尋ねします。

2 番目の質問といたしまして、10 ページから 11 ページですね、貸借対照表の方で見まして、今回損益計算書の赤字だけじゃなくて、貸借対照表の方でも非常に疑問がある数字が出ているんですけども、損益計算書のほうで経費で上がっていても赤字としても現金が残る科目があります。例えば減価償却とか、引当金とか、そういったものがあると思うんですけど、それが貸借対照表の方に反映されて現金、キャッシュフローにおいては、それが効果として出てこないといけないんですけど、今回平成 30 年度はその効果が出ていないように見られます。その要因についてお聞きしたいんですけども、その中の一つに未収金の異常な増額というのがありまして、その影響によって一時借入金も増額しております。ちなみに平成 31 年度の予算審議の平成 30 年度の予算・決算予想ですね、この決算書の 3 月の予算審議のときの決算予想のときには、この一時借入金は 0 で計上してありましたし、4 億円そこで違います。当然医業収益も何億円か違っていたんですけども、そういった数字の違いが非常に出ておりますので、そこで聞きたいんですけど医療費の未収金だろうと思うんですけど、17 億円の医療収入だと 4 箇月分ぐらいの額になります。これは多すぎやしないかと思えます。27 ページのキャッシュフローを見ると、これだけでも 2 億 3,400 万円増えてますので、この未収金が増えたことは何があったのか、それをお尋ねいたします。

3 番目に監査の先生に、いつも医療センターの話が出てくるときに、夕張市とか民営化とか今回の意見書でもキーワードは出ていますけれども、ちょっと表現が失礼ながら遠回りで素人の私にはわからないところがございますので、市民からも医療センターは結局赤字かい、黒字かいて聞かれます。企業会計からいけば赤字ですけど、収支不足、特に 10 月の市政報告会では連結実質収支のほうだけが説明されまして、いかにも黒字のような感じで受ける市民もおられます。それで医療センターは赤字か、黒字か、あるいは債務超過か、否か。それをはっきりとお答えをお願いしたいと思います。

以上 3 問です。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず 6、7 ページの損益計算書の中で、医業損失が 6 億 6,000 万円ということで出ております。先の議会の中で、谷崎市議のほうから一般質問で不採算部門の実質的な損益はいくらかということで、たしか 4 億数千万円とお答えしたと思います。差し引けば当然 2 億円になりますが、ご覧いただいているとおり医業費用の中で、減価償却費が 3 億 1,500 万円を含め

たところの費用額の合計が 23 億 9,000 万円となっておりますので、その 3 億 1,000 万円の減価償却が含まれているとご理解いただければと思います。その 2 億円は採算部門か、不採算部門かと言えば、採算部門の損益ということでご理解いただければと思います。

次に未収金なのですが、これは単純に保険者からの収益が現在まだ入っていないということで、確かに前年度決算から見れば膨らんで損益ということでありますが、そういうことになります。あてにできる収入ですね。あとは、患者様の当然一部負担金の未払いもこの中に入っておりますので、それも徴収に努めていきたいと思っております。

それと令和元年度の予算書の中で、計画の中で平成 30 年度の決算見込みということで出させていただきましたが、あれについては、あくまでも予算書の中のプラマイ 0 になるということ的前提にして作成させていただいておりますので、確かに当初予算書の中の見込みと決算では、数値に差異があるということになっておりますので、そこはご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） お答えをいたします。

まず赤字か黒字なのかというご質問ですが、これは本日の審査意見書の中の 44 ページ、表 2 経営の状況欄に書いてありますが、当年度未処理欠損金、これは最終的な数字なのですが、当年度だけで申しますれば、当年度の純損益は 3 億 1,679 万 3,320 円の赤字であります。当然この中には一般会計からの繰り入れも含まれております。

それと債務超過かどうかという問題でございますが、これは同じ冊子の 49 と 50 ページ。まずは比較貸借構成比率表なんですけれども、資産の部の一番下の資産合計 49 億 6,643 万 9,092 円、これが全体の阿蘇医療センターの資産の総額であります。反対に 50 ページの負債の部の中で、負債合計が 54 億 3,026 万 7,315 円、数字が出ております。すでに総資産が 49 億 6,600 万円ですので負債の合計のほうが多ございます。この差額分と、それと資本金、それから剰余金とか補助金とかこういう諸々の黒字の数字を引いた残り、これが一番下に出ております資本合計が△4 億 6,382 万 8,223 円、これが資本がマイナスということは、いわゆる債務超過であります。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） まず 1 番目の質問については、減価償却費も含まれるということですが、減価償却の機械関係、建物関係も採算部門と不採算部門と分けないといけないんで、ややこしいとは思いますが、赤字の中で、普通監査の先生が言われましたように、こういうときには設備投資は控えて、経費削減に動くのが普通だというご意見がありましたように、赤字の中で一つ市民病院から受け入れた看護師の増加分で 1 億円というのがあります。これは、今後固定していくのか、もうちょっと削減していくのか、そのことについてお尋ねします。

そして 2 番目の質問に対しては、この未収金が増えることでもって貸借対照表の一時借入

金が増えていると思います。動きが月次決算書を見ると大きく1億単位で動いているのが、たしか7月、8月、12月、4月ぐらいだったですかね、お金の動きがありますけれども、その一時借入金ですね、これがキャッシュフローで8億円借りて6億円返したような形にもなっております。限度が10億円ですね。だからこれを超えていくんじゃないかという心配もあります。どういう動きをしたか。借りて返して借りて返したのか、いっぺんに借りて返したのか。そういった一時借入金の動きがわかればご説明お願いいたします。

3番目に、赤字で債務超過ということですが、私も一般質問のときに一応現金で残る分は入れた分で、多少の赤字だったらなんとかやっつけていけるだろうという話をしましたけれども、そのラインがわかりづらいです。ただこれが進んでいけば、現在の赤字の埋め合わせに3億円を超える繰入金を入れております。そして昨年は2億6,000万円貸し付けております。合計5億6,000万円資金不足である上に、一時借入金も2億円増えております。合計すると7億6,000万円ぐらいですかね。それだけの資金不足が出ている中で、交付税措置の金額を引いても一般会計への影響は3億円弱、一般会計で現在しております。平成30年度の単年度実質収支が2億円のようなので、扶助費が増加していく中で、一時借入金も限度額を超えたりとか、一般会計からの借入金がまた2億円ずつ増えていくとか、そうすると単年度収支が赤字に転落するのではないかと心配します。それで医療センターの影響で単年度実質収支が危惧しているんですけれども、これについて監査として見解をお願いいたします。

以上3問です。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） それでは、ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず平成30年度の決算において、何回もご説明させていただきましたが、市民病院からの看護師受け入れというのが非常に影響があったと、それはもうそのとおりでございます。ただ、言い方はおかしいのですが、当院としては特殊事情だったと認識しております。なお今後においてなんです、令和元年度で当初10名受け入れをしておりました。予算上は、その時点での帰っていく期間に応じた予算措置をさせていただいておりますが、10月1日に新しい市民病院が開院いたしまして、それに併せて、いわゆる帰っていくことになっております。ただ、10人の看護師がいっぺんに退職されますと、うちも早い話が困りますので、そこは市民病院さんと協議をさせていただいて、段階的な引き上げを今お願いしています。まず、8月末に3名帰りました。今後の予定なんです、11月末に3名、来年の3月末に残る4名が帰っていくこととなりますので、令和元年度の負担額総額は、平成30年度決算よりもかなり落とすことができると思っております。ただ、当院としましては、帰っていただくことになりましては、育児休暇取得の看護師の復帰だとか、そういうことはちょっと当てにさせていただきながら、患者様に迷惑がかからないように対応していかないといけないと思っております。一借のことなんです、議員がお調べになったとおり年度の途中で資金不足が生じる際に一時借入れをさせていただいております。大きく言えば、やはり賞与の支給月というのが、大きな金額が出ていくものですから、一時的にその時点では病院の現金が

不足すると。これに併せての一借を一借利率が安い民間機関を選定させていただきながら、借入れをさせていただいております。

今後なんです、今年度の状況をちなみに申し上げますと、常勤医師が更に2名減っております、現在7名です。平成30年度に比べてまた2名減っているものですから、その影響というのはやっぱり出ております。ただ、7名の常勤医に関しましては極力入院患者様を担当していただくということで、多い先生におかれては20数名の患者様を受け持っていたりとか、そういったことで何とか昨年度同水準は、今保っているようだとお思います。ただ、厳しいのはやはり病院収益の中では入院と外来の割合が7・3ぐらいで、入院収益、お陰様で外来は患者様が年を追うごとにずっと増えてるんですが、経営だけに関していうと、変な言い方ですけど、外来が増えるよりも入院が増える手立てを考えていかないと病院経営は成り立たないということになっておりますので、今そのことでずっと検討しながら、いかにして入院収益を増やす、患者様が少ないなら少ないで診療単価を上げるというような手立ても考えさせていただいているところです。

なお、杞憂に過ぎればいいんですが、市議がおっしゃったとおり資金繰りが滞るんではないかというご心配なところなんです、今のところ平成30年度の一借の時期よりも、1箇月ないし2箇月程度遅れて借入れをすればいいということで回っております。この分で行くと非常に令和元年度の決算も厳しいものにはなると思うんですが、こと資金繰りに関しては今のところそれなりに回っているということで、今日の時点では回答させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

最高額。予定額としては平成30年度の8億円以下を予定しております。結果としては8億円を借りたんですが、今年度は8億円借りなければ借りないに越したことはございませんので。

それと忘れておりました。返済の関係なんです、病院事業は一般会計でいうところの出納返済期間がございません。ということで借りたものは、その年度中に返さなければならぬということになっておりますので、借り換えということで同じ銀行さんで申し訳ないんですが、借りるための返済資金をまた借りて充当すると。なので平成30年度、8億円借りて6億円返済したというようなことになっておまして、これにつきましては令和元年度も同じような対応を取らざるを得ないかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 谷崎議員さん、質問をもう一度お願いします。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 要は一般会計からの今後増えていった時に単年度実質収支が2億円しかない、赤字に転落する可能性が出てくるんじゃないかと。そこで医療センター自体が今後赤字が増えていくことに対して、危惧しておられないかどうかのご見解をお聞きしたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 公営企業法17条は、公営企業におきましては、当然自ら

の努力だけでやっていけない部分については、一般会計からの繰入金を収益として上げさせと文言があるんですよ。ただし、それにあまりにも甘えすぎたはいけませんということはいつも言っております。ところで一番の問題は、費用対効果の問題であります。たしか昨年、私言ったと思うんですが、この借入金というのは長期に亘る効果を待っておかなければいけません。単年度で何億円も投資していきなり効果が出るわけではありませぬので、その費用対効果の中で、効果は長い目で見ていかなければならないと申し上げたと思います。ですから、当然赤字も相応の赤字は仕方ありませんけれども、しかしながら赤字も阿蘇市の一般会計からの繰り入れだけは、なるべく少なくしてくださいというのが監査委員としての願いでありましたけれども、今回も3億円当然繰り入れました。令和2年度以降も当然それが出てくると思います。これはやむを得ません。国が認めている繰入金でありますので。ただし、本当は自らの力の中で、少しでも赤字を減少するような仕組みを考えてもらうためには、今後、これをしたらこうなるという1つ例えとしまして、歯科口腔外科のほうも何らかのインパクトがあったかと思うんですよ。これをすれば利益が上がるんじゃないかと。そこまでは私は経営のほうにはタッチしておりませぬのでわかりませぬけれども、たまたまこういう赤字の中で、何でそういう設備投資をせないかん。私は民間の企業のほうで長年こうして経験を積んでおりますので、そこがやはり公益企業と公会計と民間の会計の違うところで、一般的に民の力を借りながら、法の設備を活かしなさいというのが今の流れであります。そういう意味合いからは、やはり公営と言えども、民間企業の手法も大いに私は取るべきだと思います。そういう中ではやはり費用対効果、これが最大の問題であります。そういう意味合いで、これから先は本当に少しでも利潤が上がるような秘策を真摯な気持ちでしてもらいたいと思っております。

それと借入金のことに関しましては、先ほど事務局長さんが言われましたように、公営企業は借入金はその年に返済しなきゃいけません。それを借り換えという形で、これ民間もよくしますけれども、借り換えということで過ごす、一過性のことで留まってしまっている、この問題が本当はあまりいい手法ではありません。ですから、自ら少しでも減らすという意気込みを持っていかない限りは、やはり黒字にならないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。3回目です。

○8番（谷崎利浩君） それで経営の心配も含めて、一借も含めて貸借対照表の流動資産の問題。要は資金不足の評価の問題です。そういった事業に心配があります。その中で、この監査の別冊16の4ページ最後に下から8行目、資金不足比率は算定されず、算定されないのは、要は足りない分を長期借入金で借りていますので、2億6,000万円、固定負債になります。一時借入金も流動負債になりまして、一時借入金だけが計算に入れますので算定はされないと思います。ただ昨年、一昨年は賞与引当金を急に入れないといけぬということも赤字が出たと思います。そういうふうにも国の表示もコロコロ変わってくるころがありますので、建設債が急に入れてくださいとか来年度なるかもしれんし、そこらあたりはわかりませぬ。その中で、足りないお金を借りてきて回しているような状況で、資金不足比率は

算定されずまではいいいんですけど、良好な状態にあると認められるという、この文言は書き過ぎではないかと思うんですけども、私としては、算定されずというところまでで止めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 今の問題につきましては、資金不足比率の審査意見書のほうで詳しく述べますので、お許してください。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

すみません、1 点だけ。阿蘇市水道事業会計決算書の中身なんですけども、各明細書の中に、備考の欄に項目がいくつか上がってるんですけども、金額自体はこの項目が3つとか5つとか上がってるんですけども、金額は1個しか上がってないので、この中の明細関係の金額の表示はしないでいいのか。これ1つだけ教えて下さい。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） お答えします。

備考の欄の明細の部分でしょうか。これは0のところは消してもいいんですけども、これまであったものですから残しておりました。実際はなくしてよろしいです、備考は。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 例えば15 ページなら、15 ページの一番下の他会計補助金あたりが5つ項目が上がってるんですけども、金額は544 万 2,000 円と上がっております。この中の、この詳細の金額というのは明示しなくてもいいんですか。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） 内訳についてはこれまでも明示はしておりませんので。全体の合計金額となります。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 昨年のも恐らくこういうふうになっていたと思うんですけど、決算書なのでこの小さい項目の金額ももちろん出ていると思いますので、そこら辺は表示をお願いしたいと思うんですけど、そういうのはできないんですか。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） 次回からは詳細な内訳金額も記載して合計金額としたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、認定第12号及び認定第13号の質疑を終わります。

報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、報告第 12 号「平成 30 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

初めに、財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今議題としていただきました報告第 12 号、平成 30 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

議案集の 80 ページをお願いいたします。

初めに提案理由でございますが、本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定によりまして、平成 30 年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

詳細につきましては、80 ページの中ほどの表でご説明をいたします。初めに健全化の判断比率でございます。1 行目の実質赤字比率につきましては、一般会計に生じております赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものでございまして、阿蘇市の場合赤字は出ておりませんので、この比率については該当ございません。

2 行目の実質赤字比率につきましては、一般会計に加えて公立病院や下水道などの公益を含む全会計に生じている赤字の大きさ、つまり全会計の合計で赤字が出ているか、その赤字が出ておればその赤字の大きさを地方公共団体の財政の規模に対する割合で表すものであります。結論といたしましては、連結でも赤字は出ておりませんので、2 行目の比率についても該当はございません。

3 行目の実質公債費比率でございます。この比率につきましては、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政の規模に対する割合で表したものになります。平成 30 年度決算では平成 28 年度、平成 29 年度と続きまして同じ 7.5%となっております。

4 行目の将来負担比率につきましては、地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政の規模に対する割合で表したものになります。平成 30 年度決算では 69%でございます。ちなみに平成 29 年度では 82.3%、平成 28 年度は 101.6%ございました。

2 の資金不足比率でございますけれども、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計、すべての会計において資金不足が出ておりませんので該当はございません。

説明は、以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

佐伯和弘代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 夕張市の破綻を契機に小泉内閣の総務大臣、竹中平蔵氏が破綻法制の整備に関わり、財政健全化法が平成 19 年に成立いたしました。それまでは一般会計のみの公表で済みましたが、箱物行政を特別会計、企業会計で行った結果、債務超過となり、一般会計の財政調整基金の積立まで消化してしまった挙げ句破綻したことは、

この連結財政健全化審査の方法へと繋がったものであります。

ところでこの財政健全化法の基本となります比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率には赤字という文言が目立ちます。赤字決算ではありませんので健全でありますという、短絡的な公表はあまりにもあっさりし過ぎます。通常、公会計は赤字になるわけはありません。つまり予算が議会で承認され、補正予算共々に行政がその予算消化を実行し、最終的に 3%から 5%の余剰金を残せばよいわけですから、仮に歳出がオーバーする恐れがあるときは、次年度の収入を前倒ししまして平衡を保つことができますので、そういう意味では都合の良い仕分けと言えます。私は、実質収支比率の中でも、歳出は市民全体のために役立っている歳出であれば納得しますし、市民の皆様も同感であると存じます。こと、実質収支比率のみで申せば 14.8%の高止まりの比率も、この健全化法案ではあつぱいな数字と言わざるを得ません。同時に一般会計は歳入と歳出の差、企業会計は流動資産と流動負債の差が黒字であれば、財政健全化法では結果オーライとなりますので、インパクトとしては軽い感じになるのも否めません。一般企業にはない公会計独特の試算が働きますので、私ども監査委員の役目も責任重大になってくるものと覚悟はしておりますけれども、結論として申しますならば依存財源は用途が明確化されますので、一方の自由に消化される自主財源の使い道こそ、冷静に見極める眼力を身に着けたいと心の内を露呈しまして、この資金不足比率の審査意見書の報告に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） まず実質収支比率が高いということですけども、単年度実質収支はたしか 2 億円で計算が合ってたと思いますので、ずっと過去から引きずってる 10 何億円が、そのまま繰り越してきてるんだと思います。それを基金かなんかに入れば実質収支比率は低くなるかと思うんですけど、そういったやり方ではいけないのか、お尋ねします。

もう一つは、先ほど言いました 4 ページの資金不足ですけど、資金不足の計算の仕方が私は納得いかないんですが、何故建設債を控除するのか。基本的に流動資産から流動負債を引くんだったら、流動負債全額を引く。そうすれば流動負債というのは 1 年以内に払わないといけないお金ですから、当然必要なお金ですので、建設債を入れるべきじゃないのか。建設債を入れれば、企業の医療センターについてはマイナスとなります。マイナスとなってもどっちにしる連結実質収支は、他のがいいですからプラスにはなるのはなるんですけど。先ほど言いましたように良好な状態ではないんじゃないかと思えます。

その 2 点をお聞きします。

○議長（湯浅正司君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 今の質問にお答えをいたします。

確かに阿蘇医療センターにつきましては、すでに債務超過であります。ということは、貸借対照表の流動資産と固定負債、流動負債含めまして当然にオーバーしておりますので、本質的には赤字です。ただこの資金不足比率の選び方でございますけれども、私もそこはいま

いち勉強不足でよくわかりません。単刀直入に言いますと、あなたも当然企業会計のほうに慣れていると思いますので、私もそこは疑問に思っているんですが、どうしてもこういう公会計、何故では一般会計から繰り入れたのを収益に上げなきゃいかんのかと、これもずっと不思議なんです。ただしそれはあくまでも、住民のために役立つ企業であれば、それは当然フォローすべきという、その論理も私は理解できます。もう一つ違ったことを申し上げれば、今の追加費用というのがありますけれども、元々追加費用というのは恩給の原資であります。それから追加費用、当時、私国まで文句言いました。なんでこれを追加費用を上げないかんのか。それも毎年4月の賃金が上がった時期を基本にして12を掛けて年間、そして各自治体のほうに配布するわけなんです、元々恩給というのは原資がありません。積み立てておりませんので。それを私ら後生の者たちが、こうして税金のほうから負担していかなきゃいかんのですよ。同じようにどうしても国の施策に関しましては、私ら一般の国民は理解し難いところがあります。この今の話にしましても、非常に疑問ではありますけれども、これが一つの算式になっておりますものですから、そこはご理解ください。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 1点目のご質問でございます。

実質収支の部分で、多大な残余金が出てるんじゃないかというご指摘ございますけれども、確かに平成29年から平成30年の繰り入れも9億円ほどあったかと思います。ただ、9億円については同じように9月の補正で予算を配したところであるんですけど、平成30年度におきましても特別交付税が思ったよりも多く来たと。平年5億円程度の特別交付税なんですけれども、平成30年度は11億円ほどの特別交付税がございました。そういった部分もあって、思ったよりも繰越額が多くなったところがございます。その分、基金とかに組めば実質収支も減るんじゃないかというご指摘もそのとおりでございまして、今回基金等にはある程度組んだところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案等の質疑が終わりました。各常任委員会付託につきましては、議案第50号から議案第72号まで及び陳情第1号また認定第1号から認定第13号までをお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を散会いたします。どうもお疲れ様でした。

午前11時56分 散会